

議第 3 3 号

呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市手数料条例の一部を改正する条例

呉市手数料条例（平成 1 2 年呉市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前				改正後					
別表第 6（第 2 条関係）				別表第 6（第 2 条関係）					
建築関係				建築関係					
手数料を徴収する事務		手数料の額		手数料を徴収する事務		手数料の額			
		単位	金額			単位	金額		
1～3 略				1～3 略					
4	法第 8 条の 4 若しくは第 8 8 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により準用する法第 6 条第 1 項又は第 1 8 条第 2 項の規定に基づく建築設備若しくは工作物の確認の申請又は計画の通知に対する審査	(1) 建築設備を設置する場合（次号に掲げる場合を除く。）	1 件（昇降機（ <u>法第 8 条の 4 に規定する昇降機をいう。以下この表において同じ。）</u> については 1 基）につき	略	4	法第 8 条の 4 若しくは第 8 8 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により準用する法第 6 条第 1 項又は第 1 8 条第 2 項の規定に基づく建築設備若しくは工作物の確認の申請又は計画の通知に対する審査	(1) 建築設備を設置する場合（次号に掲げる場合を除く。）	1 件（昇降機（ <u>建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 8 号。以下この表において「令」という。）</u> ）第 1 2 9 条の 3 第 1 項各号に規定する昇降機をいう。以下この表において同じ。）については 1 基）につき	略
		(2)～(4)	略			(2)～(4)	略		
5～4 9 略				5～4 9 略					
5 0	<u>建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令</u>		略	5 0	<u>令第 1 3 7 条の 1 2 第 1 1 項の規定</u>		略		

<p>第338号。以下この表において「令」という。) 第137条の12第11項の規定による建築物の敷地と道路との関係に係る制限の緩和の認定の申請に対する審査</p>		<p>による建築物の敷地と道路との関係に係る制限の緩和の認定の申請に対する審査</p>	
<p>51～62 略</p>		<p>51～62 略</p>	
<p>63 マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号) 第105条第1項の規定に基づく建築物の容積率の制限の特例に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>略</p>	<p>63 マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号) 第163条の59第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さの制限の特例に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>略</p>
<p>備考 略</p>		<p>備考 略</p>	

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

マンションの建替え等の円滑化に関する法律及び建築基準法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。